

補助金等取扱基準

補助金等の名称	スポーツ少年団育成補助金
補助事業等の 目 標	市内で活動するスポーツ少年団に対して補助を行うことにより、スポーツ少年団の育成とスポーツを通じた少年少女の心身の鍛錬を図る。
補助事業等の 対 象 者	諏訪市スポーツ少年団
補助対象経費	諏訪市スポーツ少年団の運営に係る大会費、消耗品費、負担金、補助金、登録料等
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内において、193,000円を上限とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	諏訪市スポーツ少年団から提出される実績報告書をもとに、担当部署にて補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	昭和50年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
	補助事業の目標達成のため、継続して補助することが必要である。
情 報 の 公表の方法等	補助事業の対象者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係

平成30年 1月31日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 3年11月9日 一部改正 (令和 3年11月9日 施行)